

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1. 計画期間

〔 自 令和5年 4月 1日
至 令和10年 3月 31日 〕

2. 対象森林の所在等

(単位 : ha)

| 計画対象森林の所在等 | | 計画対象森林面積 | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 所在 | 面積 | | うち人工林 |
| 山陽小野田市1002林班～2105林班 | 390.84 | 390.84 | 245.11 |
| 計 | 390.84 | 390.84 | 245.11 |

| 他の森林経営計画の対象森林との重複状況 | | |
|---------------------|------|--------|
| 認定権者 | 認定番号 | 計画対象森林 |
| なし | | |
| 計 | | |

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

保護地域の内外別、遷移階段、森林の分断状況などを踏まえた保護の取り組み

(単位：ha)

| 対象森林面積(A) | 保護面積(B) | (A)に占める(B)の割合 |
|-----------|---------|---------------|
| 390.84 | 0 | 0% |

山地災害防止機能等の公益的機能を継続して発揮させていくため、長伐期施業を推進、市森林整備計画に定めた標準的な施業の方法や関係法令等を遵守し施業を実施する。

また、生物多様性に配慮して、造林事業においては資源の循環・林相・樹性を考慮して落葉広葉樹の新植を検討する。

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

水源かん養機能等の公益的機能の持続的な発揮と木材生産機能の両立させるため、大径木、優良材の生産育成林分における長伐期施業を推進し、また、再造林や拡大造林については、生態系に配慮した広葉樹林化等を進め、樹種別に適切な保育、間伐施業を実施し、森林の保続培養に努める。

(2) 公益的機能別施業森林の区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

| 区域 | 期間 | 伐採立木材積 (m3) | 間伐面積 (ha) | 造林面積 (ha) | | 備考 |
|-------------------------|---------|----------------|--------------|--------------|----------|----|
| | | | | | うち植栽(ha) | |
| 公益的機能別 施業森林以外の 森林 | I 分期 | | | | | |
| | II 分期 | | | | | |
| | III 分期 | | | | | |
| | IV 分期 | | | | | |
| | V 分期 | | | | | |
| | VI 分期 | | | | | |
| | VII 分期 | | | | | |
| | VIII 分期 | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 公益的機能別 施業森林 | I 分期 | | 17.63 | | | |
| | II 分期 | | 25.00 | | | |
| | III 分期 | | 25.00 | | | |
| | IV 分期 | | 25.00 | | | |
| | V 分期 | | 25.00 | | | |
| | VI 分期 | | 25.00 | | | |
| | VII 分期 | | 25.00 | | | |
| | VIII 分期 | | 25.00 | | | |
| | 合計 | | 192.63 | | | |

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針（任意）

なし

(4) その他参考とすべき事項

| | |
|---------------|-------|
| 森林経営計画の継続性の有無 | 有 ・ 無 |
|---------------|-------|

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

別紙のとおり

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

なし

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域内については、植栽木の保護措置として防護柵の設置、維持管理、剥皮防止帯の設置等、直接的な保護を実施すると共に、現地調査等によるモニタリングの実施、森林の巡視等により鳥獣害被害の防止に努める。

(2) 森林の保護

①森林の巡視

病虫獣害、気象害の巡視等については、施業前の調査のほか、巡視業務を森林組合等へ委託する等、一年を通しての取組を実施。的確な被害状況の把握に努め、広域的な防除措置を推進する。

山林火災の予防については、全国山火事予防運動の周知、林道の起点等に看板を設置し、森林所有者の注意喚起、意識向上を図る。

②境界管理等の取り組み

森林施業に応じて、境界杭の確認、境界線の伐開及び保全に努める。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

計画期間内における火入れの実施計画はなし。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

市の属人計画に位置付ける林班について、森林所有者等から属地計画作成の申出があったときは、共同計画を作成する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

植栽、下刈り及び間伐を共同して作業を行うことで効率化を図る。

イ 共同で実施する保護の種類

定期的な巡視や災害発生時の復旧等について共同して行う。

ウ その他

なし

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

森林作業道等の施設の設置を計画する場合は、効率的かつ効果的な線形及び配置となるよう、周辺の森林経営を行う者と事前協議し、共同での利用を図るものとする。

なお、森林作業道の設置計画については添付図面に示すとおり。

イ 森林作業道等の維持管理

森林作業道等の施設（土場や作業場含む）の維持管理については、草刈や砂利の敷設を行うものとする。

5 経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

資源量の増加に伴う搬出間伐量に対応していくため、効率的な作業システムと路網整備を計画する。

(2) 作業路網及び作業システム等

①作業路網

既設路網については、点検を行い必要に応じ修繕を行うなど適切な維持管理を行う。
また、新たな開設を行う場合は林道等の基幹路網との配置状況や、開設計画等も確認し効率的な路網配置を検討する。

②作業システム

地形に応じた路網開設計画を行い、効率的な作業システムで実施する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

①森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ

一体整備相当森林での路網等の整備計画が可能な場合は、属地的計画や近隣所有者との調和を図りながら施業を実施する。

②間伐材の利用促進等

間伐材の搬出計画量を拡大していくとともに、新たな利用促進を図るため、地理的な搬出条件等を考慮しながら、バイオマスエネルギー源となる隣地残材の搬出の計画等も積極的に進める。